

官報

(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政 令〕

○国立研究開発法人科学技術振興機構
法施行令の一部を改正する政令
(二七三)

○沖縄振興特別措置法施行令の一部を
改正する政令(二七四)

○高圧ガス保安法等の一部を改正する
法律の施行期日を定める政令
(二七五)

○高圧ガス保安法等の一部を改正する
法律の施行に伴う関係政令の整備に
関する政令(二七六)

○子ども・子育て支援法施行令の一部
を改正する政令(二七七)

〔府 令〕

○有価証券の取引等の規制に関する内
閣府令の一部を改正する内閣府令
(内閣府六五)

〔告 示〕

○公的年金制度の健全性及び信頼性の
確保のための厚生年金保険法等の一
部を改正する法律附則第八条に規定
する責任準備金相当額の算出方法の
一部を改正する件(厚生労働二六五)

○特定水産資源(さんま、まあじ、ま
いわし太平洋系群及びまいわし対馬
暖流系群)に関する令和五管理年度
における漁業法第十五条第一項各号
に掲げる数量を公表する件の一部を
変更する件(農林水産一〇八)

〔公 告〕

諸事項

官庁

製造たばこ小売定価関係

裁判所

破産、免責、再生関係

特殊法人等

日本弁護士連合会懲戒処分関係

地方公共団体

教育職員免許状取上げ処分、行旅死

亡人関係

会社その他

会社決算公告

本号で公布された 法令のあらまし

◇国立研究開発法人科学技術振興機構法施行令の
一部を改正する政令(政令第二七三号)(文部科
学省)

1 債券オペシヨンの範囲の変更

国立研究開発法人科学技術振興機構(以下「機
構」という。)が取得又は付与できる債券オペ
シヨンの範囲について、現行規定において認め
られている債券市場オペシヨンに加え、外国金
融市場オペシヨン及び債券店頭オペシヨンを定
めることとした。(第一〇条関係)

2 デリバティブ取引の範囲の変更

機構が行うことのできるデリバティブ取引と
して、新たに金利先物、上場投資信託オペシヨ
ン、株価指数先物オペシヨン、金利先物オペシヨ
ン、スワップシヨン、株価指数オペシヨン、金
利オペシヨン、金利スワップ、通貨スワップ及
びクレジット・デフォルト・スワップを定める
こととした。(第一二条関係)

3 施行期日等

(一) この政令の施行前にした行為に対する罰則
の適用については、なお従前の例によること
とした。(附則第二項関係)

(二) この政令は、公布の日から起算して二〇日
を経過した日から施行することとした。

◇沖縄振興特別措置法施行令の一部を改正する政
令(政令第二七四号)(内閣府本府)

1 附則第五条中「四十億円」を「四十二億円」 に改めることとした。(本則関係)

2 この政令は、公布の日から施行することとし た。

◇高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の施行
期日を定める政令(政令第二七五号)(経済産業
省)

高圧ガス保安法等の一部を改正する法律(令和
四年法律第七四号)の施行期日は、令和五年二
月二一日とすることとした。

◇高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の施行 に伴う関係政令の整備に関する政令(政令第二 七六号)(経済産業省)

一 高圧ガス保安法施行令の一部改正関係

1 適用除外

(一) 高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二〇
四号。以下「高圧法」という。)第三条第一
項第五号の政令で定める種類の自動車は、
道路運送車両法(昭和二十六年法律第一八五
号)に規定する普通自動車、小型自動車又は
軽自動車(同法第五八条第一項に規定する
検査対象外軽自動車を除く。)であつて、
圧縮水素、圧縮天然ガス又は液化天然ガス
を燃料とするものとした。(第二条第二項関
係)

(二) 高圧法第三条第一項第五号の政令で定め る装置は、原動機(道路運送車両法第四一 条第一項の技術基準に適合するものに限 る。)及び燃料装置(当該技術基準に適合す るものに限る。3において同じ。)とするこ ととした。(第二条第三項関係)

2 認定高度保安実施者の認定の有効期間

高圧法第三九条の一七第一項の政令で定め
る期間は、五年とすることとした。ただし、
高圧法第三九条の一三の認定(その更新を含
む)を受けた者が、当該認定に際し、保安の
確保のための組織がその業務遂行能力を持続
的に向上させるものとして経済産業省令で定
める特に高度な仕組みを有し、かつ、保安の
確保の方法が経済産業省令で定める特に高度
な情報通信技術を用いたものであると認めら
れた場合は、七年とすることとした。(第一〇
条の二関係)

告 示

○厚生労働省告示第二百六十五号
 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）第五条第三項の規定に基づき、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第八条に規定する責任準備金相当額の算出方法（平成二十六年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次の表のように改正し、令和五年一月三十一日以後に解散した公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金（以下「存続厚生年金基金」という。）について適用する。ただし、同月三十日以前に存続厚生年金基金が解散した場合における同法附則第八条に規定する責任準備金相当額の算出については、なお従前の例による。
 令和五年九月六日
 厚生労働大臣 加藤 勝信
 （傍線部分は改正部分）

改正後		改正前	
別表第一		別表第一	
(略)	(略)	(略)	(略)
令和四年度	年一・四二パーセント	令和四年度（同年度の四月から六月までの期間に限る。）	年マイナスイナス七・四二パーセント
令和五年度（同年度の四月から六月までの期間に限る。）	年四十三・七一パーセント	令和四年度（同年度の七月から九月までの期間に限る。）	年マイナスイナス三・四七パーセント
		令和四年度（同年度の十月から十二月までの期間に限る。）	年マイナスイナス三・八二パーセント

○農林水産省告示第九百八号
 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和四年十二月二日農林水産省告示第九百二十四号（特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群）に関する令和五管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。
 令和五年九月六日
 農林水産大臣 野村 哲郎

改正後		改正前	
さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群に関する令和五管理年度（令和五年一月一日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第十五条第一項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。		さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びまいわし対馬暖流系群に関する令和五管理年度（令和五年一月一日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第十五条第一項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。	
第一～第三（略）		第一～第三（略）	
第四 まいわし対馬暖流系群		第四 まいわし対馬暖流系群	
一・二（略）		一・二（略）	
三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係） 法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。		三 大臣管理漁獲可能量（法第15条第1項第3号関係） 法第15条第1項第3号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。	
（単位：トン）		（単位：トン）	
大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量	大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
まいわし対馬暖流系群大中型まき網漁業	24,000 (略)	まいわし対馬暖流系群大中型まき網漁業	21,500 (略)